

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び活動予算書は、奈良県くらし創造部協働推進課において縦覧に供します。

平成二十六年十二月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 申請のあった年月日

平成二十六年十二月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人古代ヤマトの郷づくり塾

三 代表者の氏名

一柳 茂

四 主たる事務所の所在地

桜井市安倍木材団地一丁目五番地の五

五 定款に記載された目的

この法人は、古代大和朝廷が成立した天理・桜井・磯城地域を中心とした奈良県中
南和地域の古代歴史・文化・地勢を学術的に調査・研究し、その保存・活用に資する
と共に、協働のまちづくり、新しい観光ニーズに応えるため、着地型観光の振興と地
域資源の活用に関する事業を行い、市民・行政・企業が連携する協働社会の推進に寄
与することを目的とする。